



公立保育園の民間移管先法人募集

令和7年から民間移管を予定している2つの保育園の移管先法人の募集を行います。

●民間移管の目的

市は、持続可能な都市経営の実現に向け、平成30年3月に策定した「富士市公立教育・保育施設再配置計画」に基づき、公立教育・保育施設の再配置を進めています。

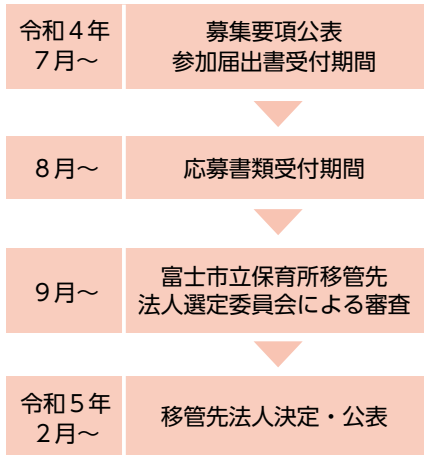
●移管する保育園

- ・杉の木保育園（伝法2837）
- ・厚原保育園（厚原7541）

●移管開始時期

令和7年4月1日

※移管前年度及び移管当年度（令和6、7年度）は、移管先法人と移管に向けた引継ぎ・共同保育を実施します。



●申込資格

富士市内で認可保育所、幼稚園または認定こども園を5年間以上運営している社会福祉法人または学校法人

●申込みを受け付けています

募集要項を必ず読み、お申し込みください。
※募集要項は保育幼稚園課で配布するほか、市ウェブサイトダウンロードできます。

公立保育園 再配置計画

再編時期	再編の方策	対象園
令和7年3月	廃止	森島保育園 浜保育園
令和7年4月	民間移管	杉の木保育園 厚原保育園
令和8年4月	民間移管	広見保育園 中野保育園
令和9年4月	民間移管	なかじま保育園 鷹岡保育園

問合せ

保育幼稚園課（市役所4階）
☎(55)26288 ☎(55)26799
✉hoikuyouchien@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら



子育て世帯の生活を支援します 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象児童

平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に出生した児童

※特別児童扶養手当の支給対象である障害児の場合、平成14年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童。

対象世帯

【ひとり親世帯】

① 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人

② 児童扶養手当の認定を受けているが、公的年金等を受給しており令和4年4月分の手当額が全額停止されている人、または全額停止されるために手当の申請をしていない人

③ 令和4年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になつていない人

【ひとり親世帯以外の

低所得の子育て世帯】

④ 対象児童を養育する、令和4年度分（令和3年中）の住民税が非課税の人 ※未申告の人は、申告する必要があります。

⑤ 令和4年1月1日以降に家計が急変し、住民税非課税相当になった人

給付額

対象児童1人当たり5万円

申込み

条件により、申請が必要な人と、申請が不要な人がいます。

対象となる可能性がある場合は、市ウェブサイトをご覧ください。子育て給付課へお問い合わせください。

「子育て世帯生活支援特別給付金」の振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。



詳しくはこちら▼

問合せ

子育て給付課（市役所4階）
☎(55)2815 ☎(55)2953
✉kosodatekyufu@div.city.fuji.shizuoka.jp

